

2019 年度

学位（博士）の授与に係る論文内容の
要旨及び論文審査結果の要旨

(2020 年 3 月授与分)

北九州市立大学大学院
社会システム研究科

目 次

学位番号	学位被授与者氏名	論文題目	頁
甲第104号	門馬 一平	意味生成の贈与論 —パプアニューギニア・ルイジアード群島 サイサイ地域の贈与儀礼についての人類学的研究—	1
甲第105号	孫 航	殺生禁断をめぐる日中両国の仏教文化を比較 —10世紀までを中心に—	5

学位被授与者氏名	門馬 一平 (もんま いっぺい)
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 104 号
学位授与年月日	2020 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 4 条第 1 項該当
論文題目	意味生成の贈与論 —パプアニューギニア・ルイジアード群島サイサイ地域の贈与儀礼についての人類学的研究—
論文題目（英訳または和訳）	A Theory of Meaning Generation through Gifting -Anthropological Study on Gift-Giving Rituals in the Saisai region of the Louisiade Archipelago, Papua New Guinea
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学文学部 教授 理学博士 竹川 大介 同審査委員： 岡山大学 名誉教授 理学博士 北村 光二 同審査委員： 北九州市立大学基盤教育センター 教授 博士（社会学） 稲月 正
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程（平成 17 年 4 月 1 日大学規程第 79 号）第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文では、パプアニューギニア・ルイジアード群島サイサイ地域における財貨の贈与儀礼が研究対象として取り上げられている。これらの贈与儀礼は、さまざまな規則によって形作られており、従来の構造主義やポスト構造主義人類学ではこうした規則を互酬性によって説明してきた。しかし、この説明には、互酬性を確保するために規則があるのか、そうした規則によって互酬性が説明されているのかというトートロジー（循環論法）が含まれているという批判がある。本研究ではこのような先行研究の指摘を元に、贈与儀礼における人々の意図や思惑を研究の対象としており、財貨などの「価値」の移動としての贈与儀礼ではなく、故人の社会関係やその生涯の価値など、さまざまな「意味」を生成する現場という視点から贈与儀礼を分析している。</p> <p>第一章では贈与における「意味」がどこから生成されるかという問題に関して先行研究を取り上げている。まずレヴィ=ストロースの「ゼロ記号としてのマナ論」に注目し、さらにモースによる贈与論の研究を元に、あらかじめ想定されていた規則や制度からの逸脱によって、人々はそこに何かの意図性や思惑を感じ、そこから意味が生成されるという論を紹介している。</p> <p>第二章、第三章では、サイサイ地域の交易と基本的な贈与儀礼の体系的な記述にあてられている。ここでは、サイサイ地域の交易ネットワーク全体が島嶼環境によって裏付けされていること、またサイサイ地域の贈与儀礼が個人や社会関係、共同体を構築していくシステムであることが述べられている。しかし、この章で示されているものは、彼らの語りや表面的に観察される儀礼の制度的フレームにすぎず、実際の事例ではここからさらに多くの例外や逸脱がおきている。</p> <p>第四章では具体的な事例を詳細に取り上げ、贈与儀礼や財貨の動きを分析し</p>

	<p>ている。彼らの基本的な戦術からは、制度やシステムにそって儀礼を利用しながら、彼ら自身が儀礼を道具的に利用し、さらにその制度を自己生成させていくことが確認された。しかし、その説明だけではまだ不十分な点があり、実際の贈与儀礼が互酬関係を再確認するためだけにおこなわれていると考えるには無理がある。</p> <p>そこで、次の第五章では、贈与行為によって意味が対象化される以前の「アクチュアル」な側面に注目する。ここでは、すでに行行為の「意味」が認識された後の現実を「リアリティ」とよび、その意味が確定していない流動的な段階を「アクチュアリティ」とよび、分析を進めている。</p> <p>事例からは、ある長老の死によって遺品・場所・身体など様々な事物の「意味」がアクチュアルな状態になり（ガボブがつく）、人々は贈与儀礼（パマリ）を通してひとつのリアリティとして説明していく過程がみられた。こうした人々の関係による意味付けから生まれた「個人」の実存を、本稿では「単独性」とよんでいる。</p> <p>ここまで議論を踏まえたうえで、第六章では当事者たちのさらに細かな思惑や意図を考察する。そして行為が意味として認識される過程を詳細に分析することで、こうした意味があらかじめ決められているのではなく、当事者同士でさまざまな競覇的解釈＝「奪い合い」が起きていることがわかった。</p> <p>本論の結論として、贈与実践におけるアクチュアリティとは、まさに意図や思惑を相互に想起させる、この「奪い合い」による意味生成の現場であるということが明らかにされ、こうした行為論的視点による人類学研究は、これまでの構造や互酬性をもとにした議論を乗り越えるための有効な手がかりとなることが示された。</p>
論文審査結果の要旨	<p>本研究は、パプアニューギニア・ルイジアード群島サイサイ地域における財貨の贈与儀礼の事例をもとに社会・文化人類学の古典的研究課題である贈与交換論に関する新しい視座を提供するものである。</p> <p>この研究を遂行するために門馬は2011年12月に最初にルイジアード諸島を訪問して以来、2018年までに合計7回、計1年1ヶ月のフィールドワークをおこなっている。本論文はこれらの調査における現地の人々との信頼関係と注意深い参与観察の成果であり、こうした優れたフィールドワークに基づく厚い記述が、その後に続く分析や考察を裏付ける根拠として説得力を与えている。</p> <p>パプアニューギニアを含むメラネシア地域は歴史的に貝貨や石貨を用いた複数の贈与儀礼がおこなわれ、いわば贈与交換や貨幣論研究のメッカとなっている。その中にあって、このサイサイ地域での贈与儀礼の研究は、これまでほとんどなされてこなかった。したがって二章と三章で示されている体系的な記述は、この地域の民族誌的な資料として重要な価値を持つ。メラネシアでも近代化の中で、すでにこうした儀礼が失われてしまった地域が多くあり、現代においてなお儀礼が頻繁に実践されている点でも門馬の研究は貴重な記録となっている。</p> <p>さらに、これらの民族事例が単にこれまでの贈与交換論を追認し検証するために用いられるのではなく、先行研究にもあるような構造主義やポスト構造主義などの古典的な贈与論を乗り越えることが、本研究の主眼となっている点に注目しなければならない。</p> <p>贈与の「意味」を分析する多くの先行研究では、贈与行為の結果の分析によ</p>

って贈与それ自体を説明するという手法がとられている。レヴィ=ストロースが指摘する「ゼロ記号としてのマナ論」とは、いわばこうした説明原理による解釈であるといえる。しかしそのアプローチ自体がひとつのトートロジーとなっている。そこで門馬は、ある贈与行為が結果を生む以前の当事者達の思惑や意図に注目する。すなわち贈与は当事者にとって、ある思惑や意図を相手に想起させるため特定の実践行為として認識され、そこから「意味」が生成されると考えるのである。

門馬はこの調査の期間中に里親がわりのもっとも大切なインフォーマントの死に直面し、彼の死にまつわる複数回の贈与儀礼に「客人」としてではなく「当事者（親族）」の一人として参加することが許された。本論の考察の中で指摘する「意味の生成の現場」とは、こうした実践の中で、参加者相互の思惑を、内部の視点から彼自身による詳細な観察をもとに記述されている。その点は、この論文の価値を計る上で無視することはできない。こうした意味で本研究はいわば「模範的」な人類学的フィールドワーク研究の成果となっており、事例における研究者の考察を、ひとつの解釈として相対化しようとする社会構築論などの批判に対し、力強い説得性を持つ論拠を形成している。

本論文の結論では、実際の贈与交換の実践の場では、規則や制度の逸脱にこそ意味生成の現場があり、ここでは相手の意図や思惑に対する競霸的解釈が交わされると門馬は指摘する。この意図や思惑が流動する状態を彼はアクチュアリティとよび、解釈が確定した後のリアリティと区別し、いわば「未だ現れてこない現実」の状態に着目する。つまり贈与は交換の等価性や互酬性にその本質があるのでなく、実践そのものから生成される意味、すなわち行為論的視座がここに導入されているのである。さらに故人をめぐる社会的な紐帯そのものが、彼の死後におこなわれる交換儀礼の中で賭のように投機的に再構築されるという指摘はとても興味深い。

論文審査では、こうした論文の内容を評価しながらも、最終審査までの過程で、いくつかの指摘がなされ議論と交わされた。

副査の北村は最終審査に際して以下のようなコメントを示している。構造主義の考え方によれば、特定の慣行を実行するという実践そのものが、それを行う動機や意味を生み出し、また同時に、制度や規範を再生産するとされる。特にこの論文の具体的題材になっている「贈与儀礼」については、このような考え方方が間違いなく適合する側面があると考えなければならないが、一方で、それによってすべてが説明されるというのは明らかに言い過ぎである。

そこに欠けているものは、個々の相互行為において各当事者が協働によって何らかの具体的結果を実現しようとして、実際にしていることという部分であり、門馬は、それを「意味生成」と考えている。そこで問題になることが、この二つの側面が相互にどのような関係にあると考えるべきなのかということである。

それを門馬は、「既存の規則の参照とその差異の認識によって受け手が意図を感じ意味が生成されることで、その時の相互行為が「贈与」と呼ぶべき現象になる」とする。このような理解では、「贈与」は、与え手が受け手を操作するという性格が強い活動ということにならないか。そして、こうした解釈の原因は贈与と交換を区別しようとするあまり、贈与は「規則に従うこと」とは明確に異なるものでなければならないと思い込みすぎているからではないか。しかし

この二つの側面は両立不可能なものではなく、システムを安定的に再生産しようとして、個別的な問題の解決に資するような選択をすることは基本的にいつでも可能である。

同じく副査の稻月は社会学の立場から、贈与制度というマクロな構造と、儀礼の場に見られるミクロな構造との関係性に注目し、マクロ・ミクロ・リンクの視点から本論文を読み解いた。門馬は贈与に関する構造論的解釈を乗り越えるために、意図や思惑に基づく個人の戦術を想定するが、そこにもミクロな構造があり、議論すべきはこうしたミクロとマクロをリンクさせるための社会システム理論であるという指摘である。本論文は、フィールド調査による個別的な事例を、ひとつの文化や社会全体の構造の説明につなげていく手がかりを与えてくれるだろう。

さらに最終審査では、本論文がタイトルに挙げる「意味」あるいは「意味生成」という用語についても議論された。門馬は、意味生成の現場の事例として、儀礼における相手の意図や思惑に対する競覇的解釈（意味の奪い合い）をあげる。しかし実際にはこうした演説や主張は、多分に演劇的であり、物語や解釈をめぐる印象操作のようにみえる。認知的共感のレベルでの相手の意図や思惑の読み取りと、文化や社会を背景に構築された物語や解釈の選択を、同じ「意味生成」という用語であつかってしまってよいのか、という疑問が呈された。

こうした議論の鍵となるのは、認知的共感や人類の普遍特性に関連する、言語行為論や心の理論の視点である。この社会生物学や靈長類学、人類進化論研究から生まれた、人類の利他行動あるいは所有と分配に関する研究は、人文社会研究に対して近年さまざまな影響を与え、行動経済学（経済学）や進化心理学（心理学）、モラルの起源（法学）など、幅広い分野で応用されている。とくに私たちが分配行為によってどのように他者を理解し、対人関係を形成し、社会性を構築するのかという問題に関しては多くの新しい仮説が提唱されている。

門馬の論文ではこうした分野の第一人者である黒田、北村らの研究に言及しながらも、考察の中ではその到達点が十分に生かされてはいない。意図や思惑に注目することで、行為に注目した質の高い事例を示しているだけに、分析や考察において本質的な議論に踏み込めなかった点は残念である。もちろん門馬自身は、すでにこうした課題を意識しており、博士論文の時点では、議論を避け慎重な選択がなされた結果だろうと思われる。

結果的に古典的な研究への批判に重点を置き、最新の知見に基づく考察には課題を残したが、しかし、それのこと自体は決してこの論文の価値を損なうものではない。ここからさらに新しい地平を開くため、今後も研究を重ねてほしいと審査委員は考えている。

いずれにせよ先に述べたとおり、本論文で示されている議論は人類学における贈与論の分野において新しい視座を提供し、今後の研究の発展に貢献するものであり、審査委員は一致して、本研究科の博士論文にふさわしい内容であると評価した。

2020年3月4日に、北九州市立大学北方キャンパス4号館4-101教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答ののちに、全員一致で当該論文が博士（学術）として十分な内容であると判定した。

学位被授与者氏名	孫 航 (そん こう)
学位の名称	博士 (学術)
学位番号	甲第 105 号
学位授与年月日	令和 2 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 4 条第 1 項該当
論文題目	殺生禁断をめぐる日中両国の仏教文化比較 —10 世紀までを中心に—
論文題目（英訳または和訳）	A Comparative Study of the Prohibition of Killing of Buddhist Cultures in China and Japan before the 10th Century
論文審査委員	論文審査委員会委員主査： 北九州市立大学文学部 教授 文学修士 佐藤 真人 同審査委員： 愛媛大学法文学部 教授 哲学博士 邢 東風 同審査委員： 北九州市立大学文学部 教授 博士（文学）鄧 紅
論文審査機関	北九州市立大学大学院社会システム研究科
審査の方法	北九州市立大学学位規程（平成 17 年 4 月 1 日大学規程第 79 号）第 10 条各号の規定に基づく学位授与判定による
論文内容の要旨	<p>本論文は日本と中国の仏教文化の比較の視点から、特に戒律に定める殺生禁断を主たる対象として歴史的考察を行った論文である。古代、日本と中国は遣隋使・遣唐使による文化交流が行われ、使節廃止後も日本僧がしばしば渡海していたが、10世紀に唐が滅亡し、しばらく混乱の時代が続き宋の建国まで交流が中断する。ここに一つの時代的区切りが付けられるため、10世紀までを研究対象としている。</p> <p>第一章では仏教伝来以前の中国における殺生に関する思想について考究している。殺生禁断は仏教思想に由来するものであると理解されがちであるが、古代中国においては限定的ながら殺生を避ける慣行や思想が存在していたことを指摘している。すなわち秦漢時代の「日書」や『礼記』において季節に応じ殺生に制限を設けている。また『孟子』や『春秋左伝』に「仁」の徳目によりむやみな殺生を慎むべきであり、あるいは場合により飲酒を禁じるといった思想が見られるとしている。筆者はこうした思想的・文化的土壤の上に、仏教の殺生禁断が受容されていったとの見通しを述べている。</p> <p>第二章では中国の記録をもとに、殺生禁断令とこれに密接に関わる肉食禁断令・放生に関する記録を収集し、逐一読解して考察を加えている。第一章で考察した仏教伝来以前の中国の伝統思想が仏教と融合する形で殺生禁断がなされたことを論じている。</p> <p>第三章においては、日本の記録をもとに、第二章と同様に天武朝以来の国家的な殺生禁断令とこれに密接に関わる肉食禁断令・放生に関する記録を収集し、逐一読解して考察を加えている。</p> <p>第四章は、第二章・第三章での考察を踏まえて、日中それぞれの殺生禁断の特色と、差異について考察している。中国においては、儒教をはじめとする伝統思想と融合する形で、家畜保護、食料資源確保といった性格を帯びた殺生禁断がなされる傾向があり、日本においては農耕に関する祈願や飢饉・疫病の祈</p>

	<p>願が多く、平安時代にも恵異・物恵に対処する目的でも行われたことを指摘している。また純粋な仏教信仰に基づくものは孝謙（称徳）天皇の時代に顕著に認められることを指摘している。平安時代に入ると個人レベルの仏教信仰の浸透とともに天皇自身が殺生禁断・肉食禁断を行う事例も見られ、こうした点は中国の皇帝に見られない特色であると指摘する。</p> <p>結びにおいては、考究しきれなかった今後の課題を示している。</p>
論文審査結果の要旨	<p>まず問題点から指摘すれば、第一章のはじめに殺生禁断・肉食禁断・放生などの根拠となる戒律・經典が提示されていないなど、全体の構成にやや難点があり、論述の順番を工夫すべきところや、無駄な繰り返しが多い点が気になった。また、梁武帝の「断酒肉文」の引用に見られるように、極めて長い引用文があり、それに対する考察部分とのバランスを欠いている個所も目に付いた。</p> <p>また第四章は、例えば、国家による禁令にどのような実効性があったのかについて、第三章で考察していくながらここで取り上げていないなど、全体として簡略なまとめ方になっている。そのため第二章・第三章で得られた成果が十分生かされていないのが惜しまれる。</p> <p>また中国仏教史における梁武帝の意義についても十分な考察がなされていない。在位中に出家していた称徳天皇や退位後出家した聖武天皇・清和天皇などと比較して考察すればより興味深い論点が見出せたと思われる。</p> <p>また結びでも言及しているが、個人レベルの戒律受持・殺生禁断・肉食禁断のあり方については、この論文の中では踏み込めなかった。この問題を扱うには当時の資料が限られているという事情はあるが、『高僧伝』『続高僧伝』や『広弘明集』などの中国仏教文献、史書の列伝など、また日本においては六国史の薨傳・卒傳や各種伝記資料などを丹念に拾い上げれば、考察を深めることができたであろう。結論で示された課題についても今後の取り組みが望まれる。</p> <p>以上のような問題点や課題は指摘できるが、10世紀までの資料を収集し、読み込んで中国と日本の殺生禁断令・肉食禁断令・放生の歴史的展開を通史的に考察した研究は管見の及ぶ限り見当たらぬ。さらに相互比較を通して日中の宗教文化の特色について、資料の裏付けのもと論じており、説得力がある。</p> <p>したがって本論文は学位請求論文として十分評価できると考える。</p> <p>令和2年3月3日に、北九州市立大学北方キャンパス3号館218教室において、審査委員全員出席のもとで最終試験を実施して学力を確認し、論文の説明を受け、質疑応答のうちに、全員一致で当該論文が博士(学術)として十分な内容であると判定した。</p>

2019 年度学位（博士）の授与に係る論文内容の要旨及び論文審
査結果の要旨 第 26 号 （2020 年 3 月授与分）

発行日 2020 年 4 月

編集・発行 北九州市立大学 学術振興課

〒802-8577
北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号
電話 093-964-4021